

特記仕様書

工事名 : 道路改良工事(西三里塚大清水線)
場所 : 成田市西三里塚地先

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書(令和7年10月改定)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
また、受注者は、共通仕様書の適用にあたっては「成田市建設工事監督要領(以下「監督要領」という。)」に基づく監督体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、及び検査(完成検査、出来形検査等)については、地方自治法、成田市財務規則、成田市建設工事検査規程に基づくものであることを認識しなければならない。

第2条 施工体制台帳

1. 受注者は、その一部を下請負に付したときは、成田市建設工事適正化指導要綱(以下、「適正化要綱」という。)に基づく施工体制台帳を作成し、現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、適正化要綱により、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

第3条 建設副産物

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いて登録・作成しなければならない。

注) 請負金額1,000千円以上のすべての工事について、建設資材の利用並びに建設副産物の発生及び排出の量の大小及び有無に関わらず作成する。

- (2) 建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

(3) 建設廃棄物の処分にあっては、排出事業者（元請業者）は、処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書（厚生省作成または建設8団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

(4) 建設副産物の処理完了後、速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に1部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。

(5) 建設廃棄物の処分に当たっては、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム（集荷目録制）」に基づく紙マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物マニフェストD票及びE票（複写式伝票）の写しを監督職員に提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報を提示すること。

2. 建設発生土

(1) 建設発生土の搬入及び搬出を行う場合は、「成田市建設発生土管理基準」に基づき適正に処理すること。

(2) 本工事発生する建設発生土（地山土量：310m³）は、成田市小泉地先、片道運搬距離12.3km以下に搬出するものとし、現地にて整地するものとする。※運搬距離は設計計上の数値である。

(3) 発生土の性質等により、指定搬出先での受け入れが困難な場合は、土質改良等の必要な措置を提案し、監督職員と協議するものとする。

3. 建設廃棄物

本工事により発生する汚泥と廃アルカリの混合物、無筋C o 殻、有筋C o 殻、アスファルト殻、及び路盤廃材の搬出については、下記のとおりとする。なお、搬出に先立ち、受入れ条件について処理場所に確認しなければならない。また、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、下記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) アスファルト舗装切断時に発生する排水(0.08m³)は、八千代市吉高地先、片道運搬距離38.9kmに運搬し、処理するものとする。処理方法指定（A）

(2) 無筋C o 殻(5m³)、有筋C o 殻(66m³)、アスファルト殻(24m³)、路盤廃材(60m³)は、成田市吉倉地先、片道運搬距離6.4kmに運搬し、処理するものとする。処理方法指定（A）。

第4条 アスファルト舗装切断時に発生する排水処理

1. 受注者は可能な限り吸引により回収した排水を産業廃棄物の「汚泥と廃アルカリ」等として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137条）」（以下、「廃掃法」という。）に基づき適正に処理するものとする。

2. 受注者は、排水の処理に関する履行について、廃掃法において定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理するものとする。

3. 排水が発生しない工法を採用した場合は、排水吸引機能を有する舗装切断機械等と同様に粉塵の飛散防止を図るとともに、回収した粉塵は廃掃法に基づき適正な運搬及び処理

を図るものとする。

4. 受注者は、施工計画書において、排水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならない。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可書の写しを添付しなければならない。

第5条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階
掘削（床掘）		土質の変化した時
舗装工	下層路盤工	ブルーフローリング実施時

2. 段階確認は該当工種の出来形確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第6条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 電線・電話ケーブル等に近接する箇所の施工は請負者が管理者に連絡し対処しなければならない。なお、管理者立会いの上、防護措置等の必要が生じた場合は別途協議することとし、設計変更の対象とする。
3. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
4. 本工事区間にて、地下埋設物に移設等が生じた場合は別途協議することとし、必要と認められる場合は設計変更の対象とする。
5. 埋設物や重要構造物に近接する掘削作業は、周囲地盤の緩み、沈下等に十分注意して施工すること。
6. 請負者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
7. 工事実施期間中、下記の通り交通誘導員を配置するものとする。

【交通誘導員】昼間作業2人

なお、本工事では、通行止めで交通規制を行うものと想定しており、必要分として、交通誘導員 76人 を計上している。

日々の作業帯に応じ、店舗出入口等に適切に交通誘導員を配置すること。

8. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入り口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第7条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から下記期日までとする。なお、休日には日曜日、祝日の他、作業期間内のすべての土曜日を含んでいる。

【工期】 契約の翌日から 令和9年3月12日 まで

第8条 作業区分

本工事の作業区分は以下による。

・昼間作業 本工事に含むすべての工事

ただし、上記によりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第9条 関係法令等の遵守と手続き

工事施工にあたっては、「道路法」、「道路交通法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「労働安全衛生法」等関係諸法令、諸官公庁の通達、工事施工に関する協定事項等遵守し、諸官公署への届出及び許可等の手続きは、すみやかに行い監督員に報告すること。

第10条 工事用地等

1. 本工事施工に必要な現場事務所等の用地は、すべて請負者の責任と負担において準備すること。
2. 工事用資機材等の搬入は、請負者が道路管理者や周辺住民、近隣工事事業者と調整した上で対処すること。

第11条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第12条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、週休2日制適用工事（受注者希望型）の試行対象である。
2. 受注者は、契約後速やかに、週休2日制の実施希望の有無及び取組方法について監督職員と協議すること。
3. 週休2日制の実施にあたっては、「成田市土木工事週休2日制適用工事試行実施要領（令和8年4月）」に基づき実施すること。

第13条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
2. 受注者は、契約後速やかに、本試行の運用について、監督員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

第2章 材料

第14条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し、確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

材料名	提出	検査		摘要
		品質	数量及び規格	
セメント	○			JIS以外の製品については検査を行う。
混和剤	○			JIS以外の製品については検査を行う。
セメントコンクリート用骨材	○			JIS以外の製品については検査を行う。
基礎用碎石	○			
道路用碎石	○			
コンクリート二次製品	○		○	

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

第15条 海外建設資材

JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外においてJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、(財)土木研究センターまたは(財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認定製品として生産・納入されていない建設資材については必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要としないものとする。

第16条 セメント

モルタルに用いるセメントの種類は、普通ポルトランドセメントと、コンクリートに使用するセメントの種類は、第19条コンクリート工によるものとする。

第17条 基礎用碎石

構造物の基礎用碎石(0-40)は、再生材を原則とする。

第18条 溶融スラグ入リアスファルト合材

1. 本工事に使用するアスファルト合材は「溶融スラグ入り」とする。ただし、開粒度アスコンを除く。なお、当該溶融スラグは、「成田富里いずみ清掃工場」で生成されるものでなければならない。

2. 当該溶融スラグの供給の不足等により合材の必要量の購入が見込めない場合は、監督職員と協議の上、従来合材へ変更することとし、設計変更の対象とする。

第19条 コンクリート工

1. コンクリートは、レディミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	呼び強度 (N/mm ²)	セメントの種類	水セメント比 (%)
現場打ち集水桝 歩車道境界	25 (20)	8±2.5	18.0	高炉セメント	規定なし
貯水槽 (頂版・底版)	25 (20)	8±2.5	24.0	高炉セメント	55%以下

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第3章 施工

第20条 土工

1. 掘削土量は、地山の土量とする。
2. 路床盛土は、締固め後の土量とする。
3. 床掘り土量は、地山の土量とする。
4. 埋戻し土量は、締固め後の土量とする。
5. 運搬土量は、地山の土量とする。
6. 埋戻し材料は、発生土を利用する。

第4章 その他

第22条 交通規制

1. 供用中の道路で交通規制を行うことから、工事前に警察署及び地元と協議のうえ計画すること。

第23条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。